

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会幹事会組織及び運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事から互選することとする。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 幹事会は必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月30日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名		
大 平 町	助 役	総務課長	企画財政課長
岩 舟 町	助 役	総務課長	企画課長
藤 岡 町	助 役	総務課長	企画財政課長